

調停事件の特徴

① 手続が簡易

申立てをするのに特別の法律知識は必要ありません。申立用紙と、その記入方法を説明したものが簡易裁判所の窓口へ備え付けてありますので、それを利用して申立てをすることができます。終了までの手続も簡易なので、自分1人ですることができます。

② 円満な解決ができる

双方が納得するまで話し合うことが基本なので、実情にあった円満な解決ができます。

③ 費用が安い

裁判所に納める手数料は、訴訟に比べて安くなっています。例えば、10万円の貸金の返済を求める調停を申し立てるための手数料は500円です。

④ 秘密が守られる

調停は非公開の席で行いますので、他人に知られたくない場合にも安心して事情を話すことができます。

⑤ 早く解決できる

調停では、ポイントをしばった話し合いをします。解決までの時間は比較的短くてすみます。通常、調停が成立するまでには2、3回の調停期日が開かれ、調停成立などで解決した事件の約80%が3か月以内に終了しています。

ご存じですか？ 簡易裁判所の 民事調停

話し合いで円満な解決



調停の手続についてわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

最高裁判所

<http://www.courts.go.jp/>

トラブルの発生

例えば…

- お金の貸し借り
- 売買の代金の支払い
- 交通事故の損害
- 近隣関係
- 建物の明渡し

などに関するトラブル

※家庭内のトラブル（離婚や相続など）については、家庭裁判所が取り扱っています。



受付

簡易裁判所



受付窓口



受付では、調停手続の概要や申立ての方法の説明を受けることができます。

申立て



受付に申立書を提出してください。
(定型の申立用紙が備え付けてありますので、これを利用してください。)

調停期日

調停主任裁判官



書記官



話し合いによる
トラブル解決



申立人



相手方



調停委員



調停委員

- 民事調停は、裁判所の調停委員会
の仲介によって、相手方との話し
合いでトラブルを解決する手段です。
- 調停委員会は、裁判官と、民間から
選ばれた2人以上の調停委員で組
織されます。
- 調停委員会は、調停期日で関係者
からトラブルの実情を聴いて、最も
適当な解決方法を考え、これを当
事者に勧めます。

話し合いによって
合意に達した
場合

成立



合意の内容は、調停
調書に記載されます。
調停調書には、判決
と同じ効力があります。

調停に代わる決定
2週間以内に、異議の
申立てがなければ、調
停が成立したのと同
じ効果が生じます。

不成立

・どうしても折り合
わない場合
・相手方が不出頭
の場合

別途、訴訟など